

2025年10月1日以降始期契約用

運送業者貨物賠償責任保険(運賄 安心デリバリー)をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

*保険申込書への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。
ご契約後もこの書面を保管してください。

- この書面は、運送業者貨物賠償責任保険(運賄 安心デリバリー)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款および特別約款・特約条項(以下「特約」といいます。)に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(<https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list>)に掲載の約款をご覧いただか、書面の普通保険約款・特約を代理店・扱者または当社へご請求ください。
- 普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともに届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法(Web約款)をご選択いただいた場合は、前記のホームページをご確認ください。(書面の普通保険約款・特約はお届けしません。)

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組みおよび引受条件等

①商品の仕組み

契約概要

運送保険普通保険約款	+	運送業者貨物賠償責任保険特別約款 (売上高包括方式、車両特定方式、運賃通知方式のいずれか)
+ 自動セット特約 ^(注1)	+ 各種特約 ^(注2)	

「運賄 安心デリバリー」は、保険契約期間を1年間とする運送保険です。日本国内において運送または流通加工、保管、据付・解体もしくは構内輸送を受託^(注3)した貨物に生じた損害について、損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(注1)「テロ行為等不担保特約」、「生物化学兵器、電磁兵器等危険不担保特約」、「保険法に関する特約」、「重大事由による解除にかかる特約」、「サイバーインシデント限定補償特約(サイバー攻撃以外限定)」

(注2)契約内容に応じて各種特約がセットされます。

(注3)引受方式により対象業務は異なります。詳細は、②補償内容「保険の対象」をご確認ください。

この商品の主な特徴は以下のとおりです。

「運賄 安心デリバリー」は、運送業者の皆さまが対象業務中に受託した貨物^(注)に生じた物的損害について、荷主への賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(注)一部、補償の対象とならない貨物や補償内容が変更となる貨物があります。詳しくは②補償内容「保険の対象」および「補償内容が変更となる貨物」をご確認ください。

・お客さまのニーズに応じて、以下の引受方式から選択できます。

①売上高包括方式、②車両特定方式(包括方式／一部車両付保)、③運賃通知方式
(それぞれの引受方式の詳細については、別表「運賄 安心デリバリー 引受方式一覧」(6ページ)をご確認ください。)

- ・お取扱いの貨物等に応じて、支払限度額・免責金額(自己負担額)を柔軟に設定できます。
- ・さまざまな損害に対応できる各種特約をお選びいただけます。
- 特約の詳細は「③セットできる主な特約」(3ページ)をご確認ください。

②補償内容

保険の対象^(注)

契約概要

被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。)が下記の対象業務を受託した貨物が保険の対象となります。

引受方式	対象業務
売上高包括方式	運送または流通加工、保管、据付・解体もしくは構内輸送
車両特定方式	保険証券に記載された車両による運送
運賃通知方式	運送もしくは構内輸送

(注)保険の対象とは、保険契約により補償される物をいいます。

ただし、次の除外貨物は保険の対象に含まれません。

<除外貨物> 契約概要 注意喚起情報

- ・輸送用具自体および被けん引車両
- ・菌類、細菌類、細胞、ウィルス、臓器
- ・貨紙幣類・有価証券・新株券
- ・金・銀・白金の地金

■保険金をお支払いする主な場合 契約概要

保険の対象となる貨物につき、対象業務中の偶然な事故により生じた損害^(注1)について被保険者が法律上または契約上の賠償責任^(注2)を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします（「基本条件:オール・リスク担保」といいます。）。また、次の費用損害についても保険金をお支払いします。

- ・損害の拡大防止のために支出し、かつ当社が承認した費用
- ・裁判費用・弁護士費用等あらかじめ当社の書面による同意を得て支出する費用
- ・当社が被保険者に代わって、発生した事故の解決にあたる場合に、当社へ協力するために要した費用

（注1）「偶然な事故により生じた損害」とは主に以下(a)および(b)の損害をいいます。

(a) 盗難、不着、破損、汚損、水濡れ等による損害

(b) 火災、爆発もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州による損害^(※)

（※）(b)の損害のみを補償する条件を「特定危険担保」条件といいます。

（注2）「契約上の賠償責任」とは、被保険者と荷主もしくは元請運送人との間の契約書に定められたものとし、その契約書がない場合には、標準貨物自動車運送約款等の被保険者がその事業を行うにあたり監督官庁に届け出ている約款によるものとします。

■補償内容が変更となる貨物 契約概要 注意喚起情報

次の貨物は補償の内容が変更となります。

貨物	補償内容
(1)コンテナ自体および通い箱・パレット等の繰り返し輸送される容器類または、植木・苗・生花その他の植物	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、爆発もしくは輸送用具^(注1)の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害を補償します。 ・盗難、各荷造りごとの紛失による損害を補償します。
下記以外 (2)ばら積み貨物 ^(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、爆発もしくは輸送用具^(注1)の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害を補償します。 ・盗難・不着（通常生じる目減りは除きます。）による損害を補償します。 ・荷卸し作業の過失によって荷卸し中の貨物（被保険者の受託輸送貨物）が、投入されるべきタンク以外の保管タンクへの誤投入、または投入されるべきタンクにある貨物と異なる種類の貨物を誤って輸送し、投入されるべきタンクに注入されたことによって、貨物（被保険者の受託輸送貨物）に生じた汚損を補償します。 ・貨物の積込み、荷卸しまたは積替えのために使用されたパイプ・ライン（陸上タンクに付属するパイプ・ラインを除きます。）からの漏出によって貨物に生じた損害を補償します。
液状貨物専用の輸送用具・収容設備（タンクローリー車のタンク等）に積載・保管される貨物	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え、輸送用具・収容設備の破損による汚損・漏損・汚染（貨物に水、その他の異物が混入した状態をいいます。）の損害を補償します。

(3)生動物	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、爆発もしくは輸送用具^(注1)の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた1個体ごとの死亡による損害および共同海損分担額^(注3)を補償します。
(4)自動車 ^(注4) 、船舶、飛行機・ヘリコプター（ドローン等の無人の機器を含みます。）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条件（オール・リスク担保）に従い補償します。ただし、貨物である自動車、船舶、飛行機・ヘリコプターの積込み・荷卸し作業中以外の自力走行、自航、自力飛行期間中に生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。
(5)宝玉石、宝飾品、貴金属製品、美術品および骨董（とう）品	<ul style="list-style-type: none"> ・1点あたり50万円まで基本条件（オール・リスク担保）に従い補償します。ただし、貨物が粒状の場合は1梱包あたり50万円までとします。
(6)引越荷物・個人の家財 ^(注5)	<p>【保険の対象から除外していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本条件（オール・リスク担保）および引越荷物特別約款（第2種）に従い補償します。
上記(1)から(6)に該当しない貨物	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条件（オール・リスク担保）に従い補償される損害（腐敗・品質劣化損害を除きます。）に加え、下記の事由によって生じた温度変化損害を補償します。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 冷凍・冷蔵・保温・保冷のために使用されている機械・装置の破損・故障^(注6) イ. 貨物を冷凍・冷蔵・保温・保冷する収容設備またはコンテナの破損・故障 ウ. 火災、爆発または輸送用具^(注1)の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州
上記(1)から(6)のいずれかに該当する貨物	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)から(6)に記載の損害（腐敗・品質劣化損害を除きます。）に加え、下記の事由によって生じた温度変化損害^(注7)を補償します。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 冷凍・冷蔵・保温・保冷のために使用されている機械・装置の破損・故障^(注6) イ. 貨物を冷凍・冷蔵・保温・保冷する収容設備またはコンテナの破損・故障 ウ. 火災、爆発または輸送用具^(注1)の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州
(8)野積み中の貨物 ^(注8)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)から(7)にかかわらず、火災、爆発もしくは輸送用具^(注1)の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害を補償します。

（注1）ここでいう輸送用具にはフォークリフト等の荷役機器および携行便は含まれません。

（注2）液状、粉状、粒状、気状、泥状、結晶状、塊状、棒状等の形状で個数によらず重量または容積により取扱いが行われる貨物で梱包をせずに輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物をいいます。ただし、「保管中」の場合は、「梱包をせずに輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物」は「梱包をせずに、そのままもしくは収容設備（タンク等）内で、保管される貨物」となります。

（注3）運送契約に定めた法令またはヨーク・アントワープ規則もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき額をいいます。

- (注4)自動二輪車・原動機付自転車・農耕用作業車・フォークリフトおよびクレーン車・ブルドーザー・ショベルカー・ロードローラ・掘削用および杭打ち用自動車等の作業用特殊自動車(人または物の運送以外の土木、建設その他の工作・作業を目的とし特殊な構造を備えた自動車)を含みます。
- (注5)引越荷物(貨物の所有者が法人である場合を除きます。)・個人の家財については、下記の「■保険金をお支払いしない主な場合」に加え、以下の損害により賠償責任を負担することによって被る損害に対しても保険金をお支払いしません。
- ・貨物がペアーまたはセット物の場合において、滅失または損傷を被った部分がペアーまたはセットとして特別な価値を有していたとき、この受損部分の価値を超える損害(たとえば、6客セットのコーヒーカップと受け皿のうち、1客に損害が発生した場合は、損害を被った1客分のみが保険金お支払いの対象となります。)
 - ・楽器類の音質・音色の変化、弦のゆるみ、自然に起こる音律不調による損害等
 - ・家電製品・パソコン等の機械類について外観上損害が認められない場合の電気的・機械的故障による損害
- (注6)ここでいう「故障」には「変調」を含みます。
- (注7)(7)「冷凍・冷蔵・保温・保冷貨物」のうち(3)「生動物」にも該当する貨物については、「温度変化損害」を「温度変化による1個体ごとの死亡による損害」に読み替えます。
- (注8)建築物の外や建築物の軒先や軒下に積んだ貨物、屋根と壁や扉に囲われていない建築物、基礎のない仮設テント倉庫での保管中は、野積みとみなします。
- ただし、次の場合は、野積み中の貨物とはみません。
- (a) トラックターミナルや物流センター等の建築物、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナ・収容設備(タンク等)内で保管されている場合
 - (b) 積替え・輸送待ち・荷捌き・仕分け等の輸送業務の遂行にあたって通常生ずる作業のために、車両以外の場所で一時的に貨物が滞留している場合
 - (c) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用者人がいずれも、野積みされている事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合

- ・原子核反応等による損害、化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
 - ・輸送用具の不完全被覆による損害(防水シートを掛けないことにより発生した雨濡れ損害等)
 - ・下請運送人の倒産またはこれに類似の事態に伴って発生した、窃盗、強盗、差押え、没収、債権者およびその関係者による自力救済行為等によって生じた損害
 - ・当社が認めた場合を除き、警察での届出が受理されていない盗難または紛失による損害
 - ・法令に定める運転資格を持たない者、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができるいおそれがある者、または道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態の者によって運転されている間に生じた事故による損害
 - ・記念品・贈答品・写真・情報記録媒体・論文・書類等における個人的付加価値を有する部分についての損害
 - ・「保管中」の貨物に生じた次の損害
 - 1) 棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
 - 2) 紛失、その他原因不明の数量の不足による損害
 - 3) 被保険者もしくは被保険者の取引先および被保険者による「保管中」の貨物の使用もしくは管理を委託された者の倒産またはこれに類似した事態に伴って発生した、窃盗、強盗、差押え、没収、債権者およびその関係者による自力救済行為等によって生じた損害
 - ・直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃によって生じた損害
- *上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

③セットできる主な特約 契約概要

この商品には、ご契約時に保険契約者からお申出があり当社が承認する場合にセットできる特約(オプションでセットできる特約)があります。主な特約は次表のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

<オプションでセットできる主な特約>

特約の名称	特約の概要
残存物取片付け費用担保特約	この保険契約で補償される危険の発生の結果、損品の処理に伴い必要となる残存物取片付け費用、廃棄費用を補償します。(1事故につき500万円を限度に実費を補償します。)
継搬費用担保特約	貨物の輸送中に火災、爆発、輸送用具 ^(注1) の衝突等が発生し、積載輸送用具が自力走行不能 ^(注2) となった場合、温度管理を要する貨物の輸送中に温度管理装置に破損・故障が発生した場合、または、輸送用具の走行開始後に輸送用具に生じた、電気的・機械的事故、バッテリーの充電・電圧不足もしくはタイヤのパンクが原因で、その輸送用具が自力走行不能 ^(注2) になった場合に、貨物を積み替えて輸送するときに必要な荷卸費用、一時的な保管費用、再積込み費用、代車費用を補償します。(1事故につき500万円を限度に実費を補償します。)

■保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

- 次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。
- ・保険契約者、被保険者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人・使用者等の故意による損害
 - ・貨物の自然の消耗または性質・欠陥による損害(自然発火、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発等)
 - ・荷造りの不完全による損害
 - ・輸送用具・輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
 - ・運送の遅延による損害、違約金・慰謝料・廃棄費用・逸失利益等の間接損害
 - ・戦争・内乱、魚雷・機雷の爆発、押収、検疫、公権力による処分による損害
 - ・ストライキ、集団によりなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
 - ・「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
 - ・陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
 - ・陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害

特約の名称	特約の概要		
検査費用担保特約 (運送業者貨物賠償責任保険用)	この保険契約で補償される危険の発生の結果、貨物の損傷の有無を確認するために必要な検査費用、仕分け費用、再梱包費用を補償します。(1事故につき500万円を限度に実費を補償します。)	臨時代替輸送用具に関する特約	保険証券に特定している輸送用具が整備、修理または点検のために使用できない間に、被保険者が臨時に借用した輸送用具を保険証券記載の輸送用具とみなして、保険契約を適用します。車両特定方式の場合のみセットが可能です。
納入継続追加費用担保特約 (運送業者貨物賠償責任保険用)	貨物にこの保険契約で補償される損害が発生した際、受損貨物の代替品の緊急調達または緊急輸送に要した費用を補償します。(1事故につき500万円を限度に実費を補償します。)	保険料の精算に関する特約 (運送業者貨物賠償責任保険用)	保険料確定精算方式でご契約いただく場合にセットします。(売上高包括方式の場合のみセットできます。)
誤配費用担保特約	誤配送、積忘れまたは荷卸し忘れが生じたことにより、貨物を輸送開始時の目的地まで継搬または急送する費用、貨物の存在する地から発送地まで回収するための費用を補償します。(1事故につき500万円を限度に実費を補償します。)	期初確定保険料特約 (アット・リスク・ベース用)	保険契約期間を通じた確定保険料をあらかじめ取り決めてご契約いただく場合にセットします。(運賃通知方式の場合のみセットできます。)
冷凍・冷蔵貨物にかかる 温度設定誤り等担保特約	冷凍・冷蔵貨物の輸送中に貨物に生じた保険契約者、被保険者、被保険者の下請負人、およびそれらの使用人の過失による温度変化損害を補償します。ただし「保管中」に生じた損害は本特約の対象となりません。 (1事故につき、保険証券記載の輸送中の支払限度額まで補償します。)	保険料分割払 (口座振替)に関する特約	保険料を分割払とし、2回目以降の分割保険料のお支払方法を口座振替とする場合にセットします。「保険料の精算に関する特約」をセットしない売上高包括方式と、「期初確定保険料特約」をセットした運賃通知方式、および車両特定方式の場合にセットできます。
中古貨物の超過修理費用 担保特約	中古貨物の修理費がその貨物の時価を超える場合に、修理される中古貨物の再調達価額 ^(注3) (ただし、再調達が可能であると客観的に確認できる場合に限ります。)、時価の150%、または保険証券記載の支払限度額のいずれか低い額を限度に補償します。	初回保険料の 口座振替に関する特約	初回保険料を口座振替とする場合にセットします。「保険料の精算に関する特約」をセットしない売上高包括方式と「期初確定保険料特約」をセットした運賃通知方式および車両特定方式の場合にセットできます。
第三者賠償責任担保特約 (運送業者貨物賠償責任保険用)	荷役作業中に、通行人にケガをさせてしまった場合や、台車等で壁に傷をつけてしまった場合等の第三者に対する賠償責任を補償します。(対人・対物、期間中通算で保険証券記載の限度額まで補償します。売上高包括方式と車両特定方式(包括方式)の場合にセットできます。)なお、ご契約に「期間中通算支払限度額」が設定されている場合、この特約によりお支払いする保険金にはこの限度額は適用しません。	追加保険料の 口座振替に関する特約	「保険料分割払(口座振替)に関する特約」をセットした契約について、変更により発生した追加の保険料を、分割して口座振替とする場合にセットする特約です。「全車両一括付保特約」がセットされている車両特定方式(包括方式)の場合にセットできます。
下請運送人に対する 損害賠償請求権放棄特約	当社が保険金をお支払いした際に取得する下請運送業者等に対する損害賠償請求権を放棄する場合にセットします。売上高包括方式では、運送業者貨物賠償責任保険特別約款(売上高包括方式)において、同様に規定しているため、この特約はセットできません。	通知期間に関する特約 (直近会計年度末)	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を「満期日より前の直近の会計年度末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。「保険料の精算に関する特約」をセットした売上高包括方式と、運賃通知方式の場合のみセットできます。
求償権留保特約	運送業者貨物賠償責任保険特別約款(売上高包括方式)において、当社が保険金をお支払いした際に下請運送業者等に対する損害賠償請求権を取得する場合にセットします。	通知期間に関する特約 (直近月末)	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を「満期日より前の直近の月末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。「保険料の精算に関する特約」をセットした売上高包括方式と、運賃通知方式の場合のみセットできます。
特定危険に関する特約	貨物の輸送中 [*] に火災、爆発、輸送用具 ^(注1) の衝突等が発生した場合、設定した「輸送中支払限度額」の5倍を限度に保険金をお支払いします。ただし、5億円を限度とします。 *下請運送人により輸送されている場合は対象となりません。	初回保険料払込取扱票・ 請求書払特約	保険料を請求書払とする場合にセットします。
		初回追加保険料払込取扱票・ 請求書払特約	

- (注1)ここでいう輸送用具にはフォークリフト等の荷役機器および携行便は含みません。
 (注2)「自力走行不能」とは物理的・機能的に走行不能である状態をいいます。
 (注3)「再調達価額」とは、保険の対象貨物と同様の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに要する額をいいます。

④支払限度額と免責金額 契約概要 注意喚起情報

<支払限度額>

- ・「輸送中支払限度額」は100万円から1億円の範囲で設定していただきます。
- ・「保管中支払限度額」は売上高包括方式または車両特定方式(包括方式)で保管中^(注)を補償する場合に「輸送中支払限度額」の5倍または1億円のいずれか低い金額で設定していただきます。

* 車両特定方式(一部車両付保)、運賃通知方式は、保管中^(注)は補償の対象となりませんので、支払限度額の設定はできません。

(注)保管中とは、貨物を輸送用具に積み込むための移動を開始する前または貨物を輸送用具から荷卸し、倉庫その他の蔵置場所に置いた時以降に積替え・輸送待ち・荷捌き・仕分け等の輸送業務の遂行にあたって通常生ずる作業のために車両以外の場所で一時的に貨物が滞留する期間および被保険者が流通加工または保管を受託している場合は、これらの作業の期間をいいます。車両に積載されたまま一時的に貨物が滞留される車上仮置中は、保管中には該当せず輸送中として取り扱います。

- ・「期間中通算支払限度額」は、任意に設定していただきます。

<免責金額>

- ・「輸送中免責金額」は、0円から500万円の範囲で設定していただきます。
- ・「保管中免責金額」は、輸送中の免責金額(輸送中の免責金額が複数設定されている場合は、その最大の額)と同じ額となります。

*1 前記の「輸送中支払限度額」「輸送中免責金額」は、保険証券に定める輸送用具1台ごと(車両特定方式の場合は、保険証券記載の車両1台ごと)に適用されます。また、「保管中支払限度額」「保管中免責金額」は、全不特定保管場所において発生した1事故での損害額の合計に対して適用されます。

*2 車両特定方式において、けん引車両と被けん引車両の双方が特定され、かつ連結中に事故が発生した場合、「輸送中支払限度額」については双方のうちいずれか高い額、「輸送中免責金額」については双方のうちいずれか低い額が適用されます。

お客様が実際にご契約いただく支払限度額と免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額・免責金額」欄にてご確認ください。

⑤保険契約期間・補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

■保険契約期間

保険契約期間(保険責任の始まる時から終了する時までの期間をいいます。)は1年間です。お客様が実際にご契約いただく保険契約期間につきましては、保険申込書の「契約期間」欄にてご確認ください。

個々の輸送の保険責任の始終は以下のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

<売上高包括方式の場合>

貨物が荷主から引き渡された時に始まり、通常の輸送過程(「車上仮置中」^(注1)を含みます。)を経て荷受人に引き渡された時に終わります。また、通常の輸送過程に加え、「保管中」^(注2)および「据付・解体中」^(注3)を対象に含みます。

<車両特定方式(包括方式)の場合>

貨物が保険証券記載の車両を用いて行う輸送のために荷主から引き渡された時に始まり、通常の輸送過程(「車上仮置中」^(注1)を含みます。)を経て荷受人に引き渡された時に終わります。上記にかかわらず、保険証券記載の車両による貨物の輸送中にその車両が自力走行不能になり、被保険者の責任下で貨物を他の車両等(保険証券への記載の有無を問いません。)で継搬した場合は、継搬のための積替え作業中を含み、通常の輸送過程を経て荷受人に引き渡された時までを保険期間内とします。また、通常の輸送過程に加え、「保管中」^(注2)および「据付・解体中」^(注3)を対象に含みます。

<車両特定方式(一部車両付保)の場合>

貨物を保険証券記載の車両に積み込むために、倉庫その他の蔵置場所から貨物の移動を開始した時に始まり、通常の輸送過程(「車上仮置中」^(注1)を含みます。)を経て、貨物をその車両から荷卸しし、荷受人が指定した倉庫その他の蔵置場所に置いた時に終わります。ただし、この期間内であっても、貨物が保険証券記載の車両に積み込まれる前またはその車両から荷卸しされた後については、保険証券記載の車両以外の車両に積み替えられた場合を除き、貨物が継続的に移動している間のみを保険期間内とみなします。上記にかかわらず、保険証券記載の車両による貨物の輸送中にその車両が自力走行不能になり、被保険者の責任下で貨物を他の車両等(保険証券への記載の有無を問いません。)で継搬した場合は、継搬のための積替え作業中を含み、通常の輸送過程を経て貨物をその車両から荷卸しし、荷受人が指定した倉庫その他の蔵置場所に置いた時までを保険期間内とします。

<運賃通知方式の場合>

貨物を輸送用具に積み込むために、倉庫その他の蔵置場所から貨物の移動を開始した時に始まり、通常の輸送過程(「車上仮置中」^(注1)を含みます。)を経て、貨物を輸送用具から荷卸しし、荷受人が指定した倉庫その他の蔵置場所に置いた時に終わります。ただし、この期間内であっても、貨物が輸送用具に積み込まれる前または輸送用具から荷卸しされた後については、貨物が継続的に移動している間のみを保険期間内とみなします。

(注1)「車上仮置中」とは、積替え・輸送待ち・荷捌き・仕分け等輸送業務の遂行にあたって通常生ずる作業のために車両に積載されたまま一時的に貨物が滞留する期間をいいます。

(注2)「保管中」とは、貨物を輸送用具に積み込むための移動を開始する前または貨物を輸送用具から荷卸しし、倉庫その他の蔵置場所に置いた時以降に積替え・輸送待ち・荷捌き・仕分け等の輸送業務の遂行にあたって通常生ずる作業のために車両以外の場所で一時的に貨物が滞留する期間、および、被保険者が流通加工または保管を受託している場合は、これらの作業の期間をいいます。

(注3)据付・解体期間は30日間(据付または解体が開始された日の翌日の午前0時から起算します。)を限度とし、支払限度額は「輸送中支払限度額」と同額とします。

■補償の開始時期

補償は、保険契約期間の初日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まります。保険料は、初回保険料を口座振替により払い込みいただく場合等、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、必ずご契約と同時に支払いください。払込みの猶予がされない場合は、保険契約期間が始まった後であっても、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除することがあります。
(注)保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「(4)保険料の払込猶予期間等の取扱い」(6ページ)をご参照ください。

■補償の終了時期

補償は、保険契約期間の最終日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に終わります。

⑥その他の注意事項

契約概要

注意喚起情報

この保険の被保険者になることができるお客さまは、営業許可等を有する運送業者に限らせていただきます。(運送事業を行うにあたり必要な営業許可等を有さない、もしくは必要な届出を行っていないお客様および営業用車両として登録が行われていない車両については、この保険の対象となりませんのでご注意ください。)
ただし陸運局に特別に許可を得ている場合を除きます。

(2)保険料

契約概要

保険料^(注1)は、売上高、車両の台数、運賃および料金^(注2)の額、支払限度額、免責金額、セットする特約、過去の事故発生状況等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料^(注1)につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。
(注1)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(注2)荷主に請求している、積込料、取卸料、待機時間料等をいいます。

なお、引受方式ごとの最低保険料^(注)は下の表のとおりです。

売上高包括方式	12,000円
車両特定方式	車両1台あたりの最低保険料 1,080円
運賃通知方式	12,000円

(注)最低保険料は、保管場所を特定して補償する場合の保管中保険料を除いた保険料に適用します。

(3)保険料の払込方法

契約概要

保険料の払込方法はご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。一時払保険料^(注)が20万円未満のご契約を分割払とする場合には5%の割増が適用されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注)保管場所を特定して補償する場合の保管中保険料を除きます。

(4)保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで^(注)に保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替で保険料が払い込まれなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

【初回保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

原則として、代理店・扱者または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(5)満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

【別表「運賃 安心デリバリー 引受方式一覧】

保険料算出方法	包括契約方式 すべての業務を補償の対象としたい場合		一部契約方式 一部の業務を補償の対象としたい場合	
	売上高包括方式	車両特定方式 (包括方式)	車両特定方式 (一部車両付保)	運賃通知方式
保険料算出方法	売上高 ×料率	車両1台あたり の保険料 ×ご契約台数	車両1台あたり の保険料 ×ご契約台数	対象物流の取得運賃 および料金 ^(注1) の額 ×料率
期中の増減車に 伴う通知と精算	不要	必要 (ご契約台数が3台 以上の場合は、全車 両一括付保特約が 自動セット。この 特約をセットした場 合は、1か月ごとに 取りまとめ、通知 および精算する ことが可能)	必要 (事前通知と増車 の場合の追加保 険料の即時払 込みが必要)	不要
保険料確定精算	不要 ^(注2)	—	—	必要

保管中、据付・解体中の補償	<input type="radio"/> (据付・解体中は30日間限度)	<input type="radio"/> (据付・解体中は30日間限度)	✗ (補償の対象外)	✗ (補償の対象外)
下請運送人が起こした事故の補償	<input type="radio"/> (補償の対象) 下請運送人への求償権は放棄。 求償権留保特約をセットしている場合は下請運送人への求償権は留保	△ (保険証券上特定する車両のみが補償の対象) 下請運送人への求償権は留保	△ (保険証券上特定する車両のみが補償の対象) 下請運送人への求償権は留保	<input type="radio"/> (補償の対象) 下請運送人への求償権は留保

主なオプション特約のセット可否	<input type="radio"/> (任意セット)	<input type="radio"/> (任意セット)	<input type="radio"/> (任意セット)	<input type="radio"/> (任意セット)
残存物取扱費用担保特約、継搬費用担保特約、検査費用担保特約、納入継続追加費用担保特約、誤配費用特約、冷凍・冷蔵貨物にかかる温度設定誤り等担保特約、特定危険に関する特約、中古貨物の超過修理費用担保特約	<input type="radio"/> (任意セット)	<input type="radio"/> (任意セット)	✗ (セットできません)	✗ (セットできません)
第三者賠償責任担保特約	<input type="radio"/> (任意セット)	<input type="radio"/> (任意セット)	✗ (セットできません)	✗ (セットできません)
臨時代替輸送用具に関する特約	✗ (セット不要)	<input type="radio"/> (任意セット)	<input type="radio"/> (任意セット)	✗ (セット不要)

*上記は、4つの契約方式の主な特長の概要を記載したもので、すべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

(注1)「料金」とは、荷主に請求している積込料、取卸料、待機時間料等をいいます。

(注2)保険料確定精算方式でのご契約も可能です。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書^(注)の記載事項について事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります。(代理店・扱者に対して告知していただいた事項は、当社に告知していただいたものとなります。)

保険申込書^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

(3) その他ご契約時にご注意いただきたいこと

①保険料領収証の発行

保険料を払い込んでいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。(注)

(注)保険料の払込方法が口座振替、請求書払の場合には発行されません。

②保険料算出(確定)のための確認資料(保険料期初確定方式の場合)

保険料が売上高や運賃等の実績数値に対する割合によって定められる場合は、ご契約の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を確認させていただきます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

③通貨に関してご注意いただきたいこと

「円建」のお引受になります。「外貨建」のお引受はできません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 契約締結後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また保険料を追加で請求もしくは返還させていただく場合もあります。

○貨物(保険の対象)を変更するとき。

また、ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または当社にご通知ください。ただし、②の契約条件を変更する場合にはあらかじめご連絡いただき当社の承認を得る必要があります。

- ①保険証券記載の保険契約者の代表者名・住所・電話番号等を変更するとき。
- ②特約の追加・削除、車両の増減車^(注)、支払限度額の変更、保管場所の追加・削除等、契約条件を変更するとき。
(注)車両特定方式(包括方式)で全車両一括付保特約がセットされている契約については、1か月ごとに取りまとめ、翌月通知とすることが可能です。

(2) 通知義務等による変更・契約条件による保険料の精算

注意喚起情報

変更による保険料の精算は、次の計算方法によります。ただし、保管場所を特定して保管中を補償する場合の保管中保険料の精算については、以下と計算方法が異なる場合がありますので当社までお問い合わせください。

事由	引受方式	保険料の算出・精算方法
通知義務による変更 (保険の対象の追加・削除等)	・売上高包括方式 保険料の精算に関する特約なし	追加保険料 $= (\text{変更後の年間保険料} - \text{変更前の年間保険料}) \times \text{未経過日数} / 365$
	・車両特定方式 全車両一括付保特約付	返還保険料 $= (\text{変更前の年間保険料} - \text{変更後の年間保険料}) \times \text{未経過日数} / 365$
契約条件の変更 (支払限度額の変更・特約の追加・削除等)	・車両特定方式 全車両一括付保特約なし	追加保険料 $= (\text{変更後の年間保険料} - \text{変更前の年間保険料}) \times \text{未経過月数}^{(注)} / 12$
	・運賃通知方式 期初確定保険料特約 (アット・リスク・ベース用)付	返還保険料 $= (\text{変更前の年間保険料} - \text{変更後の年間保険料}) \times (1 - \text{既経過月数}^{(注)}) / 12$

通知義務による変更 (保険の対象の追加・削除等) 契約条件の変更 (支払限度額の変更・ 特約の追加・削除等)	・売上高包括方式 保険料の精算に関する特約付 ^(注2) ・運賃通知方式 期初確定保険料特約 (アット・リスク・ベース用)なし ^(注2)	追加暫定保険料 $= (\text{変更後の年間暫定保険料} - \text{変更前の年間暫定保険料}) \times \text{未経過日数} / 365$ 返還暫定保険料 $= (\text{変更前の年間暫定保険料} - \text{変更後の年間暫定保険料}) \times \text{未経過日数} / 365$
--	---	--

(注1) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 通知期間に関する特約をセットしている場合には、解約日までの適用保険料の算出方法が異なりますので、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

事由	引受方式	保険料の算出・精算方法
増車	・車両特定方式 全車両一括付保特約付	追加保険料=1台あたりの年間保険料× 未経過日数／365
	・車両特定方式 全車両一括付保特約なし	追加保険料=1台あたりの年間保険料× 未経過期間に対応する短期 料率 ^(注)
減車	・車両特定方式 全車両一括付保特約付	・一時払契約の場合 返還保険料=1台あたりの年間保険料× 未経過日数／365 ・分割払契約の場合 精算保険料=未経過保険料(a)−未払込 分割保険料(b) 未経過保険料(a)=1台あたりの年間保険料× 未経過日数／365 未払込分割保険料(b)=1台あたりの分割保険料× 未払回数
	・車両特定方式 全車両一括付保特約なし	・一時払契約の場合 返還保険料=1台あたりの年間保険料× (1−既経過期間に対応する 短期料率 ^(注)) ・分割払契約の場合 精算保険料=未経過保険料(a)−未払込 分割保険料(b) 未経過保険料(a)=1台あたりの年間保険料× (1−既経過期間に対応する 短期料率 ^(注)) 未払込分割保険料(b)=1台あたりの分割保険料× 未払回数

車両入替	・車両特定方式共通	車両入替は、「同一日」に「同一条件」を要件とするため、追加・返還保険料ともに発生しません。
------	-----------	---

(注)後記の表に掲げる短期料率をいいます。

(3) 解除・解約等による保険料の精算

契約概要

注意喚起情報

■運賃通知方式、保険料の精算に関する特約をセットした売上高包括方式の場合

①お客さまから契約解約のお申出をいただいた場合

- a. この保険契約を解約し当社と新たに契約を締結する場合を除き、次の算式により確定保険料を算出し、既に払い込まれた保険料から確定保険料の合計額を差し引いた額を返還します。ただし、確定保険料が既に払い込まれた保険料を上回る場合は、当社の定めるところによりその差額を請求します。

$$\text{確定保険料} = \text{契約期間の初日から解約日までの保険料算出の基礎額} \times \text{保険証券記載の保険料率}$$

- b. a.の規定にかかわらず、この保険契約における確定保険料の合計額が、この保険契約の最低保険料について既経過期間に対し月割^(注)をもって計算した額に満たない場合は、既経過期間に対し月割^(注)をもって計算した最低保険料との差額を同時に精算するものとします。

*通知期間に関する特約(直近月末または直近会計年度末)をセットしている場合には、解約日までの適用保険料の算出方法が異なりますので、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注)既経過期間に対し月割：1か月に満たない期間は1か月とします。

ただし、保管場所を特定して保管中を補償する場合の保管中保険料の精算については、計算方法が異なりますので、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

②当社がこの保険契約を解除した場合(お客さまがこの保険契約を解約し当社と新たに保険契約を締結する場合を含みます。)

- a. 次の算式により確定保険料を算出し、既に払い込まれた保険料から確定保険料の合計額を差し引いた額を返還します。ただし、確定保険料が既に払い込まれた保険料を上回る場合は、当社の定めるところによりその差額を請求します。

$$\text{確定保険料} = \text{契約期間の初日から解除または解約日までの保険料算出の基礎額} \times \text{保険証券記載の保険料率}$$

- b. a.の規定にかかわらず、この保険契約における確定保険料の合計額が、この保険契約の最低保険料について既経過期間に対し日割をもって計算した額に満たない場合は、既経過期間に対し日割をもって計算した最低保険料との差額を同時に精算するものとします。

*通知期間に関する特約(直近月末または直近会計年度末)をセットしている場合には、解約日までの適用保険料の算出方法が異なりますので、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

ただし、保管場所を特定して保管中を補償する場合の保管中保険料の精算については、計算方法が異なりますので、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

■保険料の精算に関する特約をセットしない売上高包括方式、車両特定方式、期初確定保険料特約をセットした運賃通知方式の場合

①お客さまから契約解約のお申出をいただいた場合

この保険契約を解約し当社と新たに契約を締結する場合を除き、保険料の精算は下表のとおり行います。

一時払契約の場合	分割払契約の場合
次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料=年間保険料 ^(注1) ×(1-既経過期間に対応する短期料率 ^(注2))	次の算式により返還保険料を算出し、解約時に未払込保険料がある場合には、未払込保険料を差し引いて返還します。なお、未払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、当社の定めるところによりその差額を請求します。 返還保険料=年間保険料 ^(注1) ×(1-既経過月数 ^(注3))/12

(注1)年間保険料:保険契約期間を1年間とした場合に当社が領収すべき保険料をいいます。

(注2)短期料率:下表に掲げる短期料率をいいます。

(注3)既経過月数:1か月に満たない期間は1か月とします。

短期料率表	7 日 ま で	15 日 ま で	1 か 月 ま で	2 か 月 ま で	3 か 月 ま で	4 か 月 ま で	5 か 月 ま で	6 か 月 ま で	7 か 月 ま で	8 か 月 ま で	9 か 月 ま で	10 か 月 ま で	11 か 月 ま で	12 か 月 ま で
	短 期 料 率	10 %	15 %	25 %	35 %	45 %	55 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %

②当社がこの保険契約を解除した場合(お客さまがこの保険契約を解約し当社と新たに保険契約を締結する場合を含みます。)

保険料の精算は下表のとおり行います。

一時払契約の場合	分割払契約の場合
次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料=年間保険料 ^(注) ×未経過日数/365日	次の算式により返還保険料を算出し、解除または解約時に未払込保険料がある場合には、未払込保険料を差し引いて返還します。なお、未払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、当社の定めるところによりその差額を請求します。 返還保険料=年間保険料 ^(注) ×未経過日数/365日

(注)年間保険料:保険契約期間を1年間とした場合に当社が領収すべき保険料をいいます。

(4) 失効について

注意喚起情報

保険の対象の全部が失われた場合^(注)、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間に応じた保険料を返還することができます。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注)普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における保険契約が終了した場合を除きます。

(5) 保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することができます。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 代理店の権限

注意喚起情報

代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受け割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(6) 保険料の精算について（保険料確定精算方式の場合）

保険料が売上高、運賃等の見積数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料を当社にご提出いただきます。

実績数値に基づき算出された確定保険料（最低保険料に達しないときは最低保険料）と期初にお預かりした暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算させていただきます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注)ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

(7) 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 代理店の権限

注意喚起情報

(4) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することができます。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

(5)特約の補償重複

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等に既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明な場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認いただいたうえでご契約ください。

(6)ご契約条件について

過去の事故の発生状況等によっては、ご契約条件について、お客様のご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(7)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(8)事故が発生した場合の手続

①事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

当社連絡先

Webから :「事故のご連絡:貨物保険」  こちらからアクセスできます。

<https://marine.ms-ins.com/marine/>

電話から :マリン事故連絡ダイヤル(24時間365日) **0120-258-637** (無料)

注意喚起情報

事故が発生した場合は、以下ア.～エ.の内容につきご対応いただけます。ご対応いただけない場合には保険金のお支払いが遅れたり、お支払いする保険金が減額される場合がありますのでご注意ください。

- ア.損害の発生および拡大の防止につとめていただくこと。
- イ.他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続を行っていただくこと。
- ウ.他の保険契約等の有無および内容について遅滞なく当社にご通知いただくこと。
- エ.保険金支払手続に際し、当社が必要とする書類または証拠をご提出いただき、損害の調査にご協力いただくこと。

②保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または当社にご相談ください。

- *1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- *2 事故の内容、損害の額・程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくことをお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書
(2)事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ①事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類	当社所定の事故報告書、事故発生(発見)時の状況、事故原因および貨物の損害状況に関する報告書、荷主等の関係者または第三者からの損害にかかる証明書
②損害が「特定危険(火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆等)」によって生じたことを示す書類	所轄警察署の交通事故証明書、消防署の罹災証明書、またはこれらに代わるべき書類
③盗難・不着等によって損害が生じたことを示す書類	警察による盗難・紛失証明願受理証明書またはこれらに代わるべき書類、盗難・不着等が運送中に発生したことを示す書類
(3)輸送貨物の内容および価額(品名・単価・数量)を示す書類	運送にかかる仕切状、納品書等、社内間輸送における輸送時の価額を示す書類
(4)輸送を行っていた車両登録番号を確認するための書類(車両を特定して契約している場合)	運転(業務)日報等
(5)損害が生じた貨物の輸送の事実および内容を示す書類	貨物送り状・発送伝票、貨物の入出庫報告書等

(6)損害の内容(数量、程度、額)を示す書類	損害状況に関する写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書、損害明細書・修理不能の理由書
(7)費用の内容(費目、額)を示す書類(損害防止費用等または各種特約により費用の損害を補償する場合)	費用の支出を示す書類
(8)受託貨物に関する損害賠償の額および損害賠償請求権者を示す書類	貨物所有者および元請運送人からの損害賠償請求書
(9)受託貨物以外の損害賠償の額および損害賠償請求権者を示す書類	被害者からの損害賠償請求書、診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、死亡診断書、死体検案書、レントゲンフィルム等検査資料、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を示す書類(対人事故の場合)	被害者からの損害賠償請求書、修理見積書・領収書、損害明細書、取得時の領収書等価格および取得時期を示す書類、決算書類、事故前後の売上金等破損財物の使用不能による間接損害の根拠を示す書類
②他人の財物破損(破損財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を示す書類(対物事故の場合)	被害者からの損害賠償請求書、修理見積書・領収書、損害明細書、取得時の領収書等価格および取得時期を示す書類、決算書類、事故前後の売上金等破損財物の使用不能による間接損害の根拠を示す書類
(10)損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を示す書類	示談書、判決書、損害賠償請求権者からの領収証、被保険者の保険金受領に対する損害賠償請求権者の同意書
(11)その他必要に応じて当社が求める書類	保険金請求の委任状、印鑑証明書、代表者資格証明書
①保険金請求権者を確認する書類	保険金請求の委任状、印鑑証明書、代表者資格証明書
②盗難・不着等の場合の保険金請求で必要な書類	損害が生じた貨物が発見された場合、または事故原因が免責事由(注)に該当することが判明した場合に保険金を返却する旨の念書(注)免責事由とは、保険金をお支払いしない場合のことをいいます。
③他から支払われる損害賠償金、保険金、給付金等がある場合、その額を示す書類	被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類
④保険証券記載の被保険者から保険金請求の承諾を得たことを証明する書類(第三者賠償責任特約をセットしており、当該特約により、下請運送人が保険金を請求する場合のみ必要)	被保険者から保険金請求の承諾を得たことを証明する書類

- 当社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)
- (注1)保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。
- (注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。
- 当社は、損害に対して保険金をお支払いしたときは、お客さまがその損害について第三者に対して有する賠償・補償・その他の給付の請求権を当社がお支払いした金額の範囲内で、かつ、お客さまの請求権を害さない範囲内の金額につき取得します。

③示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることができますのでご注意ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客様デスク **0120-632-277(無料)**
 チャットサポートなどの各種サービス
 こちらからアクセスできます。
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **0570-022-808** [ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)]
 そんぽADRセンター

- 受付時間 平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかげ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>